

県内企業バスツアー支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、少子化や労働力需要のひっ迫を背景に県内企業の人材確保難が続く中、大学等が企画する県内企業バスツアーのバス代を予算の範囲内において補助することにより、学生が佐賀県内企業に触れる機会増につなげることを目的とし、当該補助金の支給等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ下記のとおりとする。

- (1) 県内企業 佐賀県内に就業場所を有する事業所
- (2) 大学等 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程
- (3) 県内大学等 佐賀県内にキャンパス、校舎を有する大学等
- (4) 県外大学等 佐賀県外にキャンパス、校舎を有する大学等

(補助対象者)

第3条 県内大学等及び県外大学等を対象とする。

(補助対象となる活動)

第4条 事業実施年度中に大学等が企画する、県内企業（公務員等は除く）への就職を目的とした県内で行う企業見学等のバスツアーを補助対象とする。

(補助対象となる経費)

第5条 当該バスツアーに要した別表1に該当する経費を対象とし、支払を証明する書類の提出が可能なものに限る。

ただし、他県での活動を含む場合には、要した経費の半額を対象とする。

- 2 企業、各種団体及び地方自治体その他公的支援機関等から補助を受けた経費、補助を予定されている経費については、対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金は次の各号の区分により、定額で補助する。ただし、要した費用合計額が定額に満たない場合には、合計額の千円未満を切り捨てた金額を補助する。

- (1) 県外大学等 20万円
- (2) 県内大学等 10万円

- 2 当該バスツアーにおいて、他県での活動を含む場合には、前項の規定による金額の半額（千円未満を切り捨てた金額とする。）を補助する。

(補助金の申請方法)

第7条 補助金を申請する者は、別途定める「県内企業バスツアー支援事業補助金 交付申請書」に必要事項を記入し、領収書等の必要な書類を添付のうえ「佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（以下、「事務局」という。）」までWEB上で申請すること。

- 2 申請については、活動の帰着日から起算して30日以内に行うものとする。なお、申請受付最終締切りは、活動を行った年度の3月21日事務局着分までとする。

(補助金交付申請書の受付)

第8条 事務局は、受け付けた申請の補助金額合計が予算額を超えると認められる場合、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により順を定め予算額の範囲内で受け付けるものとする。

(補助金の支給)

第9条 事務局は、申請を受付けた場合は速やかに申請内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、予算の範囲内において認定後2週間以内に補助金の支給を行うものとする。

(認定の取消し等)

第10条 事務局は、支給対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の支給を取り消すことができる。

(1) 当要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により、補助金支給の決定を受けたとき。

2 事務局は、前項の規定により補助金の支給の決定を取り消した場合において、既に補助金を支給しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

附則

1 この要綱は令和7年4月1日から適用する。

2 この要綱は令和7年4月23日から適用する。

3 この要綱は令和8年4月1日から適用する。

別表1

補助となる経費	<ul style="list-style-type: none">・バス賃借料・高速道路料金・運転手に係る料金
---------	------------------------------------------------------------------------------------------

※以下費用については対象外とする

・取消料及びキャンセル料